市民関係部課長会議　会議録

１　日　時	令和２年７月１４日（火）１３時３０分から１４時１５分まで
２　会　場	愛知県自治センター　４階　大会議室
３　当番市	岩倉市
４　議　題	（１）世帯分離・世帯合併手続きの異動日について（半田市提出） 【資料１】 （２）夫婦間での世帯分離手続きについて（半田市提出）　【資料２】 （３）窓口対応における新型コロナウイルス感染症対策について （豊川市提出）　【資料３】 （４）自衛隊に対する募集対象者情報の提供について（豊川市提出） 【資料４】 （５）マイナンバーカードの交付について（豊川市提出）【資料５】 （６）高等学校就学支援金の支給に関する所得課税証明書の交付について （豊田市提出）　【資料６】 （７）その他
５　出席者	愛　知　県　：総務局総務部市町村課　行政グループ　神谷主事 武藤主事 市　　：名古屋市住民課長　苗村　悟　始め３９名 市長会事務局：財政係長　渡辺加奈子　始め２名
６　その他	次年度当番市の決定　　豊明市

会議内容（発言者、発言内容等）
１　開　会　市長会事務局　財政係長　渡辺加奈子 **２　あいさつ**　なし 財政係長：前回会議において、議長は市制施行順により岩倉市に決定しています。岩倉市近藤市民窓口課長様　よろしくお願いいたします。 議　　長：ただいまご指名を受けました岩倉市の市民窓口課長の近藤でございます。よろしくお願いします。 **３　議　題** 議　　長：それでは、議題の協議に入らせていただきますが、本日の会議の終了時刻は、午後２時４５分を予定しております。１つの議題につき、１０分程度で進行させていただきますので、ご協力をお願いします。各市の状況は、前もって資料が配布されていますので、各市からの発表はとり行わず、議題ごとに、提案市の趣旨説明、議長から取りまとめ状況の説明、提案市からの質問や確認、提案市以外から、市の回答の補足説明や他市の状況を確認したい場合はご発言いただき、最後に必要に応じて、愛知県の方からコメントをいた

だくという順番で進めさせていただきます。
この会議は、要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆様からの活発な意見と情報共有をお願いします。
それでは、議題１に入ります。

（１）世帯分離・世帯合併手続きの異動日について

半田市：趣旨説明
≪補足説明≫定額給付金の事務で、世帯分離・世帯合併手続きにおいて、基準日以降の異動について課題や問題が生じてきたため、今回この議題をあげました。こういった取り扱いをしているのは半田市だけかもしれないと不安がありましたが、少数ではありますが受け付けている市も見受けられ、安心しました。

議　長：ありがとうございました。各市の状況については、資料１のとおりですが、遡りで届出を受け付けていない市が２７市、遡りで届出を受け付けている市が１１市という状況でした。各市における対応等について、提案市である半田市さん、ご質問などありましたら、ご発言をお願いします。

半田市：受け付けている市の状況をお聞きしたいと思いますので、津島市の状況を伺いたいです。疎明資料の内容と聞き取りする内容をご教示ください。

議　長：では、津島市さんお願いします。

津島市：資料１の記載どおりです。原則は届出日当日の受付としていますが、コロナの関係で外出を控えていたなどの理由を聞き取り、届出の備考欄に記入してもらっています。他部署にも影響が生じることも多いため、原則遡りは当月の１日までとしています。

半田市：届け出について、他課へ影響する部分があって受け付けた場合は、他課へ連絡をしていますか。

津島市：異動届の中に、関係部署の欄があるため、異動届を持って該当する課へ案内しています。

半田市：職員から連絡するというよりも、手続きを終えた市民の方が異動届を持って確認しながら他課をまわるということですか。

津島市：職員が異動届を持って、他課へ確認しながらまわります。

議　長：では、その他の市からご質問やご意見などあれば挙手をお願いします。
（なし）

（愛知県からのコメント）

愛知県：住民基本台帳法第２５条には変更があった日から１４日以内に届け出なければならないとあるため、基本的には１４日まで遡れると考えられます。逐条解説によると、届出年月日と異動年月日が、はなはだしく異なる場合には、届出人

本人が立証して確認できる年月日を住民票の記録とするのが適当となっているため、聞き取り等によって適切にご対応ください。

議　長：ありがとうございました。それでは議題２に入ります。

（２）夫婦間での世帯分離手続きについて

半田市：趣旨説明

議　長：ありがとうございました。

各市の状況については、資料２のとおりです。

認めていない市が２市（碧南市・東海市)、原則認めない市が３６市、認める場合、疎明資料が必要である市が２２市、申出などにより疎明資料が不要としている市は１４市となっています。

では、各市における対応等について、提案市である半田市さん、ご質問などありましたら、ご発言をお願いします。

半田市：生計が別であることを口頭等で確認している、愛西市さんと清須市さんに疎明資料をとっているかも含めてお聞きしたいです。

議　長：では、愛西市さんから順にご回答をお願いします。

愛西市：窓口で生計が別であると口頭にて聞き取りで確認した後、届出書の備考欄に理由を記載していただいています。世帯内別居は今後離婚するというご夫婦に多いため、聞き取りのみとしています。

清須市：愛西市と同様に、受付の段階で、聞き取りを行いやむを得ない場合は、書面等をいただいたうえで、認めている状況です。

議　長：ありがとうございました。では、その他の市からご質問やご意見などあれば挙手をお願いします。

（なし）

(愛知県からのコメント)

愛知県：県としては、実態に則した世帯認定を行うべきと考えますので、個別事由に応じて適切にご対応ください。以上です。

議　長：ありがとうございました。続きまして、議題３に入ります。

（３）窓口対応における新型コロナウイルス感染症対策について

豊川市：趣旨説明

≪補足説明≫窓口部門でテレワークは難しい中、できるだけお金のかからない方法でやれることをできないか、各市で行っている対策についてお伺いします。

議　長：ありがとうございました。各市の状況については、資料３のとおりです。

各市では、ほぼ同様の感染症対策を実施している状況です。各市における対応等について、提案市である豊川市さん、ご質問などありましたら、ご発言をお願いします。

豊川市：対策については皆さんと同じであることがわかりました。２つ目の質問の来庁者の人数を制限する対策について、半田市さんの交付予約システムの導入についてお聞きしたいです。安城市さんの郵送請求の手数料免除について、コロナの時期のみの対応なのか、現在も免除を続けているのかすでに取りやめているのかなど詳しくお聞きしたいです。

議　長：それでは、半田市さんから回答をお願いします。

半田市：マイナンバーカードの交付予約システムについてですが、まだ稼働していませんが、安城市さんと同様の電通という業者のシステムを導入しました。インターネットから交付時間を直接予約していただくものとなり、このシステムから通知も紙で出力することができます。

議　長：では、安城市さんから回答をお願いします。

安城市：郵送による申請のあった全ての証明書の発行について、手数料の免除及び郵送料を市が負担していましたが、期間は５月１１日から３１日であり、現在は終了しています。期間中、窓口に来庁され、申請された場合も、郵送による交付を希望されれば手数料を免除とし、送付しました。

議　長：ありがとうございました。では、その他の市からご質問やご意見などあれば挙手をお願いします。

半田市：豊田市さんが導入している窓口の混雑状況を把握できる「ネコノメ」というシステムについて、月額の使用料やシステムの有効性など具体的にお伺いしたいです。

議　長：それでは、豊田市さんお願いします。

豊田市：費用については、今お答えできません。豊田市では、土曜日に月２回、マイナンバーカードの交付事務を行っていますが、１日５００人来庁されるほど混雑することがあり、最大で２００人ほどお待ちいただくこともあります。このシステムにより、待ち時間の間、庁舎にいなくてもよいこともあり、市民の方へのサービス向上、窓口の混雑緩和に繋がっていると考えています。

議　長：ありがとうございました。では、その他の市からご質問やご意見などあれば挙手をお願いします。

名古屋市：安城市さんは、郵送の場合の交付手数料を免除するというインセンティブを与えて、窓口から郵送による申請に誘導するという方策をとられたと思われます。名古屋市では、コロナによる経済的影響を受けた方への対策として支援を受けるための添付書類について、交付申請を受けた場合の手数料を免除しました。この対応について、予算当局と協議の際、元々平時では無かったはずの交付についての免除を行うことは、予算上問題ないとの見解があり、行った経緯がありますが、安城市の場合は一律に、免除を実施されたとのことでした。その際、予算上への影響をどのように判断されたかについてお聞きしたい。

安城市：現在でもコロナに関する支援を受けるために必要な証明書については、安城市でも免除しています。郵送による申請についての免除については、窓口の混雑緩和を第一に考え、その効果が予算よりも大きいと予算当局に説明し、了解を得ました。この郵送の対応による免除金額は 154,200 円となっています。

導入にあたっては、関東の自治体を参考にし、状況を聞き取りしながら導入をしました。

議　長：ありがとうございました。では、その他の市からご質問やご意見などあれば挙手をお願いします。

（なし）

（愛知県からのコメント）

愛知県：参考に県税事務所に対応を確認しました。飛散防止のための透明フィルムやアクリル板の設置。また、手指消毒の徹底など実施しているとのことです。

議　長：ありがとうございました。では、議題４に入ります。

（４）自衛隊に対する募集対象者情報の提供について

豊川市：趣旨説明

議　長：ありがとうございました。各市の状況については、資料４のとおりです。住民基本台帳法に基づく閲覧請求ということで２５市が対応しています。そのうち全閲覧７市、抽出閲覧１８市となっています。

また、自衛隊法施行令に基づく情報提供については、１３市が対応されており、そのうち紙媒体のみが１１市、電子媒体が２市となっています。各市における対応等について、提案市である豊川市さん、ご質問などありましたら、ご発言をお願いします。

豊川市：知立市さんに個人情報保護審査会にかけて閲覧に応じたのかをお聞きしたいです。

知立市：来年度からの閲覧について、個人情報保護審査会に諮ったところです。担当は他課（安心安全課）であり、その部署の判断で、来年度から電子媒体または紙での提供となる予定です。

豊川市：このことについて、担当している課が防災担当だったりと市民課だったりと市民課以外の担当も多いと把握しています。市民課で担当し、名簿を直接自衛隊に紙媒体で提供したという市が知りたいのですが、挙手をお願いできますか。

議　長：では、紙媒体で提供された市は挙手をお願いします。

犬山市さん、清須市さんの２市です。

では、その他の市からご質問やご意見などあれば挙手をお願いします。

（なし）

（愛知県からのコメント）

愛知県：県としましては、自衛官募集事務の一部は、法定受託事務として自衛隊法第 97 条の規定により、知事及び市町村長が行うこととされており、募集事務を行うに当たっては、自衛隊と積極的に連携・協力して行うべきであると考えています。その上で、提出を求められている自衛官募集対象者情報は個人情報であること。また、自衛隊法施行令第 120 条の規定は、防衛大臣が市町村長に対し、資料の提出を求めることができるとの規定であることから、防衛大臣の求めに応じて、自衛官募集対象者情報を紙媒体又は電子媒体で提出するか否かは、各市町村の個人情報保護条例の規定に基づいて判断するのが適切であると考えています。

議　長：ありがとうございました。続きまして、議題５に入ります。

（５）マイナンバーカードの交付について

豊川市：趣旨説明

議　長：ありがとうございました。各市の状況については、資料５のとおりです。

小牧市さんについては、マイナンバーカードを診察券としての利用を開始されたとＪ－ＬＩＳの月刊誌７月号にも全国初と紹介されていました。また、大府さんについては、印鑑登録証の代わりにマイナンバーカードを提示する、尾張旭市さんについては、市の健康推進事業である「あさひ健康マイスター」のポイントが希望者に付与されるなどの対応をされています。それでは、各市における対応等について、提案市である豊川市さん、ご質問などありましたら、ご発言をお願いします。

豊川市：小牧市さん、大府市さん、尾張旭市さんの取組についてお伺いします。豊川市では、カードの交付は市民課で担当し、カードの付加価値についての対応は企画部門が担当であり、取組が進んでいない状況です。３市とも、素晴らしい取組ですが、この付加価値の取組についてどの部門が担当されているのでしょうか。

議　長：それでは、小牧市さんからお答えをお願いします。

小牧市：小牧市の場合は、市民病院が令和元年５月１日に新規移転オープンすることもあり、診察券とすることは市長のトップダウンで実現しました。これに伴う条例改正等の事務は、市民病院の担当が行いました。

全庁的なマイナンバーカードの利活用については、市民窓口課ではなく、秘書政策課が取りまとめなど担当しております。

議　長：ありがとうございました。続きまして大府市さんお願いします。

大府市：マイナンバーカードを提示した場合、印鑑登録証の代わりとするサービスは、市民からの要望により市民課における市民サービスとして実施しました。全庁的なマイナンバーカードの利活用については、総務課が担当しております。

議　長：ありがとうございました。続きまして尾張旭市さんお願いします。

尾張旭市：本市においては、マイナンバーカードの交付は市民課で実施していますが、制度的な実務については企画課が担当しています。あさひ健康マイスター事業については、健康都市推進室（秘書課内）が担当しています。

議　長：ありがとうございました。では、その他の市からご質問やご意見などあれば挙手をお願いします。

常滑市：大府市さんに３点、市町村課に１点伺います。

大府市さんにお伺いします。

（１） 印鑑登録証に代えて、マイナンバーカードを提示する窓口での具体的な処理手順について。

（２） マイナンバーカードを印鑑登録証にしているわけではなく、印鑑登録証の代わりにカード提示をした場合、印鑑証明書を交付するサービスとのことですが、事務処理要領によると、印鑑登録証とマイナンバーカードの両方持ちはできないとなっていますが、大府市さんではそれができる規定になっているのか。

（３） マイナンバーカードは、印鑑登録証でもなく印鑑登録者識別カードでもないという認識でよいか。

愛知県市町村課さんにお伺いします。

印鑑登録証明の事務処理要領によると、印鑑登録の証明を受けたい人は、印鑑登録証を提示しない限り証明書の交付を受けることはできないと記載されているが、今回の大府市さんのような取組を行う場合、印鑑登録証の代わりにマイナンバーカードを提示した場合、印鑑登録証明書が交付できる旨を条例に規定すれば、印鑑登録証明の事務は自治事務であるため何の問題もないという認識でよいか、お伺いしたいです。

議　長：ありがとうございました。それでは大府市さん回答をお願いします。

大府市：（１）については、窓口に本人が出頭し、マイナンバーカードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請した場合で、マイナンバーカードが運用中であることが確認できたときに印鑑登録証明書を交付しています。

（２）については、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用しているわけではないので、印鑑登録証の機能を有したマイナンバーカードと印鑑登録証の両方持っているというものではありません。

（３）については、マイナンバーカードは、印鑑登録証でもなく印鑑登録者識別カードでもありません。以上です。

議　長：では、愛知県から常滑市さんの質問について回答をお願いします。

愛知県：現時点で、大府市さんの条例と根拠法令を確認してから、県としての見解をお示ししたい。

大府市：このサービスを開始する際、愛知県に条例改正について確認しています。

自治事務のため市町村の判断に委ねるとの回答をいただきました。

愛知県：すでに、ご相談いただいているならば、資料もあるため、すぐ確認して、県としての意見を皆さんにお知らせしたいと思います。

議　長：その他の市から何かご質問はありますか。

（なし）

（愛知県からのコメント）

愛知県：６月の愛知県の総務企画委員会において、県議からマイナンバーカードの交付率について「交付率の高い市町村、低い市町村の名前を挙げよ」という質問がありました。マイナンバーカードについては、関心が高いことから、その普及については、各市において積極的に取組んでいただきますようお願いします。

議　長：ありがとうございました。続きまして、議題６に入ります。

（６）高等学校就学支援金の支給に関する所得課税証明書の交付について

豊田市：趣旨説明

議　長：ありがとうございました。

各市の状況については、資料６のとおりですが、提案市の豊田市さんから、ご質問があればお願いします。

豊田市：皆さん、ご協力ありがとうございました。豊田市では、今年度１０００件ほど証明書の発行の依頼がありましたが、前年に比べて減ってきました。各市においては無料にしているところが多いと思っていましたが、意外に少なかったことがわかり、また、市民課以外の部署が担当している市が多いことがわかりましたので、参考になりました。ありがとうございました。

議　長：この議題については、税務関係部署が担当している市が多いことから、必要であれば、後日、個別に情報交換していただければと思います。

（愛知県からのコメント）

愛知県：この議題は、市の情報交換と考えますので、特にありません。

議　題：続きまして、その他ですが、せっかくの機会ですので、何かございましたらご発言をお願います。

碧南市：市社会福祉協議会が行う新型コロナに関する支援事業（特別貸付）についての相談が増えており、この機会に各市の対応をお聞きしたいと思います。議題にもありました住民票の写しの手数料についてです。貸付事業の申請の際に住民票の添付が必要となりますが、碧南市は有料としています。そういった手数料を無料としている市が何市あるか知りたいので、無料で交付されている市は挙手していただけますか。

議　長：では、挙手をお願いします。

名古屋市さん、安城市さん、知立市さん、新城市さん、東海市さんでした。

碧南市：ありがとうございました。

議　長：これに関して、県からのコメントはありますか。

愛知県：ありません。

議　長：その他にご質問はありますか。

（なし）

４　次年度当番市の決定　　豊明市

議　長：それでは、次第４　次年度当番市の決定について、事務局よりお願いします。

事務局：次年度の当番市についてでございますが、市制施行順によりまして、豊明市さんにお願いすることとなります。事務局からは以上です。

議　長：ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきます。予定時刻より早い終了となりました。皆様のご協力により、速やかな議事進行ができました。ありがとうございました。

５　閉　会　事務局：以上を持ちまして、市民関係部課長会議を閉会いたします。